

平成 28 年 10 月 27 日

精華町第 2 次人権教育・啓発 推進計画 (素案)

精華町

目 次

第1章 この計画について	1
1. 計画策定にあたって	1
(1) 人権に係る社会動向	
(2) 計画の策定趣旨	
2. 計画の位置づけと計画期間	5
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
第2章 基本理念と人権教育・啓発推進の視点	6
1. 基本理念	6
2. 人権教育・啓発推進の視点	7
第3章 人権問題の目標と方針	9
1. 同和問題	11
2. 女性	14
3. 子ども	16
4. 高齢者	19
5. 障害のある人	21
6. 外国人	23
7. 患者等	25
(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	
(2) ハンセン病	
(3) 難病患者	
8. さまざまな人権問題	28
(1) 犯罪被害者等	
(2) 性的少数者・性的指向	
(3) 刑を終えて出所した人	
(4) ホームレス	
(5) アイヌの人々・婚外子・識字問題・北朝鮮当局による拉致問題等	
9. 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	33
(1) インターネット社会における人権問題	
(2) 個人情報の保護	
(3) 安心して働ける職場環境の推進	
(4) 自殺対策の推進	

第4章 人権教育・啓発の推進	39
1. 様々な場面での人権教育・啓発	40
(1) 保育所・幼稚園	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進	47
(1) 役場職員・一部事務組合職員等	
(2) 教職員・社会教育関係者	
(3) 保健福祉関係者	
(4) マスメディア関係者	
(5) 消防職員	
3. 指導者の養成	51
4. 人権教育・啓発資料等の整備	51
5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	51
6. 調査・研究成果の活用	52
7. 相談機関相互の連携・充実	52
第5章 計画の推進	53
1. 推進体制	53
2. 進捗管理	53

第1章

この計画について

1. 計画策定にあたって

(1) 人権に係る社会動向

① 国際的な動向

1948年の「世界人権宣言」を採択以来、人権教育・啓発を推進するも、未だに多くの人が人権を侵害され、生命の危機にまでさらされている。

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994年（平成6年））や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けての活動を世界各地で展開してきました。特に、1994年（平成6年）の第49回総会では1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、人権教育推進の方向を示すことで、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取り組みを促進してきました。

そして「人権教育のための国連10年」が終了した現在も、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界計画」を採択し、取り組みを進めているところです。

21世紀を「人権の世紀」とするために、様々な取り組みが進められていますが、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされている現状があります。

② 国の動向

2000年に制定した「人権教育・啓発推進法」に基づき、施策を推進するとともに、近年の新たな人権問題に対応するための法律や制度、仕組みづくりに取り組んでいる。

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みを進めてきました。また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進してきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策を実施してきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策を実施してきました。

人権教育については、1995年（平成7年）12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定しました。そして、1996年（平成8年）12月「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定・施行され、2002年（平成14年）3月には、同法に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する取り組みが図られています。

さらに、近年の子どもへの虐待、貧困、いじめ、高齢者、障害のある人に対する虐待など新たな人権課題への対応に向け、法律や制度、枠組みの整備が進められています。

③ 京都府の動向

2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、京都府として人権教育・啓発に関する施策を進めている。

京都府においては、人権教育・啓発推進に係る基本的指針として1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下「京都府行動計画」という。）」を、2005年（平成17年）には「京都府行動計画」を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画（以下「新京都府推進計画」という。）」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。そして2015年（平成27年）1月に「新京都府推進計画」の計画期間の終了を迎えたことから、これまでの成果や課題、新たな課題への対応を図るために、2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定しました。

（２）計画の策定趣旨

精華町では、2001 年（平成 13 年）3 月に「人権教育のための国連 10 年精華町行動計画（以下「精華町行動計画」という。）」を、2006 年（平成 18 年）3 月に「精華町人権教育・啓発推進計画」を策定しました。そして、この計画に基づき、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、街頭啓発、人権講座、人権シネマサロン・特設人権ぶらさなどの取り組みを進めてきました。

これらの取り組み等により、平成 27 年に本町が実施した「人権に関する住民意識調査」では、「人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が精華町 38.5%、京都府 27.5%と、京都府よりも高くなっています。人権問題別でも「子ども」「高齢者」「障害のある人」などの領域において「人権が尊重されていると感じる人」の割合が京都府全体よりも高くなっており、人権教育・啓発の取り組みの成果がうかがえます。

一方で、同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、少なくなってきたものの、結婚の問題をはじめ依然として存在していることがうかがえます。また、同和地区ができた背景を正しく理解している人が若い年代ほど少なくなっているなど新たな課題も生じています。

この他にも少子高齢化、国際化・グローバル化、経済格差の拡大など社会情勢や人々の意識の変化等により、新たな人権問題として外国人の人権、メディアにおける人権、性の尊重などが顕在化しており、それらの課題への対応も必要となっています。

今般、「精華町人権教育・啓発推進計画」の計画期間が 2015 年（平成 27 年）をもって満了したところですが、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、これまでの取り組みを継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、精華町第 2 次人権教育・啓発推進計画を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条「地方公共団体の責務」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(2) 計画期間

この計画の目標年次は、2027年（平成39年）3月とします。

第2章

基本理念と 人権教育・啓発推進の視点

1. 基本理念

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認めあうことができる社会の実現」

あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、だれもが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会である人権文化が構築された社会をめざします。

（参考）

○ 京都府第2次計画では、「明日の京都」に掲げた理念を計画の目標として設定し、目標の実現に向け、基本的な考え方を示しています。

（「明日の京都」）

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」

（「基本的な考え方」）

- ・ 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ・ 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- ・ 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

2. 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動、並びに「精華町人権教育・啓発推進計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

【人権教育・啓発の4つの視点】

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができれば、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

視点3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。町民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が町民一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第3章

人権問題の目標と方針

人権は「人権の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別のほか、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策を幅広く推進してきましたが、今なお、本章で取りあげるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」があげられ、その他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

人権が尊重される社会の実現に向けては、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

近年では、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。

さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせる記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除する行為は許されるべきものではありません。

精華町では、国、京都府に対し、実効性のある対策等を求めるとともに、啓発活動を充実し、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指します。

なお、人権問題はここに記載された範囲に留まるものではありません。今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。そのような状況に留意しながら、取り組みを推進します。

1. 同和問題

目 標 同和問題が完全解消している

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示しています。

精華町としても、同和問題の早期解決を重点課題と位置づけ、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は大きく改善されました。

2002年（平成14年）3月の特別法による対策事業終了後の取り組みについては、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、1996年（平成8年）の地域改善対策協議会による意見具申が示した基本認識のもと、制度を的確に運用して取り組みを推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取り組みを進めてきました。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した取り組みが必要となっています。

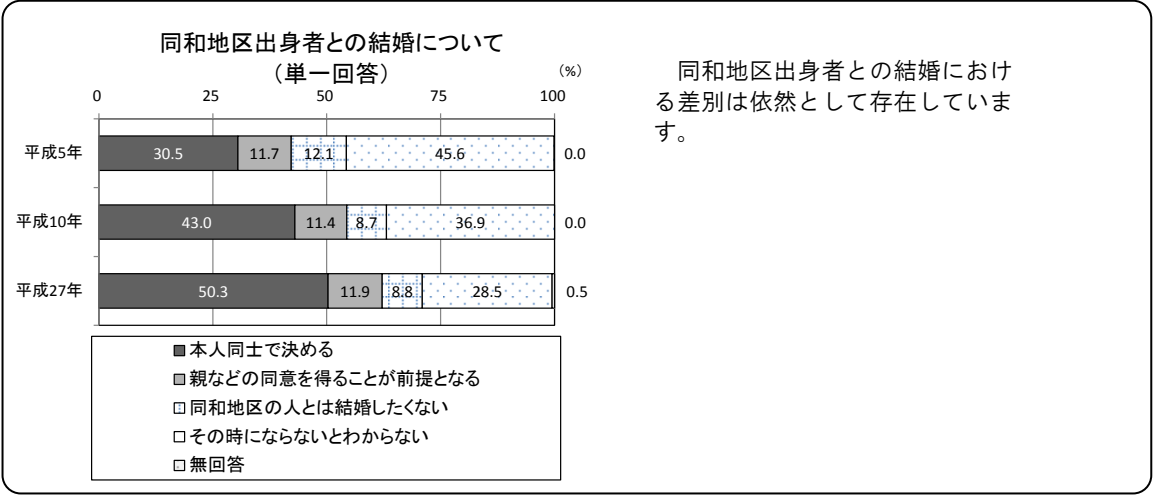
現在、同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、「人権に関する住民意識調査」（2015年（平成27年））などからは、全体としては解消へ向けて進んでいます。結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえます。また、同和問題の解消が進むにつれ、若い年代でこの問題を正しく理解する人が少なくなってきました。

こうした心理面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や戸籍謄本等不正取得事件や土地調査事件、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する場合があります。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取り組みが求められます。

同和問題の解決に向けては、差別意識や偏見の解消のための人権教育・啓発を推進するとともに、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進をさらに進めていくことが重要です。

資料：精華町「人権に関する住民意識調査」（平成 27 年 11 月実施）



【方針】

① 人権教育・啓発活動を推進する

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題に対する正しい知識と認識を深めることができる啓発について、若い世代を重視し、家庭・地域・職場・学校などにおいて、継続して取り組みます。

② 現行制度を的確に運用し、人権センターを活用した取り組みを推進する

今後も、同和問題の解決へ向けた取り組みについては、地域改善対策協議会の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ない②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務である③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題である④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決をめざして引き続き現行制度を的確に運用して取り組みを進めます。

また、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまでに重要な役割を担い、社会福祉施設として位置づけられている人権センターが、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要です。そのために、京都府と連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握したうえで、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取り組みを推進します。

2. 女性

目 標 性別に関わらず、自分らしく暮らすことができる

【現状と課題】

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、「国内行動計画」の策定や「女性差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。しかし、女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

実際に、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーギャップ指数は、145か国中101位（2015年（平成27年）の世界経済フォーラムの発表）であり、諸外国に比べて低い結果となっています。また、2013年の京都府の調査では29.7%（男性21.7%、女性37.2%）が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、さらに京都府配偶者暴力相談支援センター及び京都府男女共同参画センターにおけるDV相談件数は6,994件（2014年度（平成26年度））と増加傾向にあります。

さらに、インターネットなどの普及もあり、リベンジポルノ被害の深刻化や就労の場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど新たな問題も生じています。さらなる女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

精華町では2013年（平成25年）3月に「精華町男女共同参画推進条例」を制定し、「精華町第2次男女共同参画計画」（平成27年3月）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。また、この計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に定める市町村計画として位置づけ、女性に対する暴力の根絶に取り組んでいます。

【方針】

① 女性に対する暴力を根絶する

関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害であるという認識を、中学生や高校生も含めて広く高め、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。

児童虐待対策と連携し、DV等の暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。

町関係部署及び、外部の関係機関との組織的な連携により、緊急時の被害者の安全確保から自立支援まで一体となった支援を行う体制づくりを進めます。

また、ストーカー行為やリベンジポルノ等の根絶に向けて、教育機関と連携し、被害者の適切な支援に努めます。

② 男女共同参画社会づくりを推進する

「精華町第2次男女共同参画計画」（平成27年3月）に基づき、男女共同参画の「人づくり」「社会づくり」「推進基盤づくり」を施策の柱に12の基本方針のもと「多様な生き方ができる男女共同参画のまち」をめざし、啓発活動、相談支援、環境整備などの取り組みを様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者等と相互に連携して進めていきます。

③ 女性の活躍を支援する

女性の活躍を京都府の取り組みと連携し推進していくことで、本人の意思が尊重された上で女性が活躍できる環境を整備します。

精華町第2次男女共同参画計画 P29 図（DV 被害者への支援体制図）

3. 子ども

目 標 子どもの人権が尊重され、守られている

【現状と課題】

1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは権利行使の主体として、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、その認識が十分ではありません。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任）が近年増加傾向にあります。また、いじめ・暴力行為や体罰も深刻な問題であり、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

さらに、情報化の進展に伴いSNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態の発生、児童買春・児童ポルノなど、子どもにかかわる犯罪も増加しています。

さらに、子どもの貧困率が2012年（平成24年）時点で過去最悪の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

本町においては、昭和43年に「こどもを守る町」宣言をし、2015年（平成27年）の「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な施策を積極的に進めています。特に児童虐待については、精華町要保護児童対策協議会を2007年（平成19年）に設置し、早期発見及び適切な対応に取り組んでいるところです。

これらの成果と課題を踏まえ、今後、より一層、子どもや青少年一人ひとりの人権が尊重され、守られる中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境を、家庭、地域、行政など関係機関と連携し、つくっていくことが求められます。

【方針】

① 子どもの育成環境を整備する

「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、子どもが個性を発揮し、自主性や創造性をはぐくみながら成長できる機会の充実に努めます。

② 子どもへの虐待を防ぐ

「なにが虐待か」という基本認識に関する内容をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発を、学校・幼稚園・保育所・医療関係機関・地域等と連携して取り組みます。

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切なケアなど、子どもが安全・安心に暮らすための取り組みを推進するとともに、精華町要保護児童対策協議会を設置し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援する体制の充実に取り組みます。

③ いじめ、暴力行為、体罰等への対策を進める

いじめについては、「精華町いじめ防止基本方針」及び各校「いじめ防止基本方針」に則り、いじめを許さない心情を育てる教育活動を通して、人権意識の高揚を図ります。また、個々の事象に適切に対応できるようカウンセラー等の配置など、子どもを取り巻く諸問題に対する支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。

また、インターネットやSNSでのいじめについては、京都府が運営実施する「ネットいじめ通報サイト」や、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールの取り組みと連携します。

インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行います。また、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等を対象とした相談窓口などについて情報提供を図り、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取り組みを推進します。

体罰根絶に向けた、教職員の認識の進化と学校組織の点検を行い、保護者や地域住民の信頼と期待に応えられるように努めます。

④ 不登校の子どもを支援する

スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー等の配置を進めて、教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、教育支援室における電話・来所などの教育相談の充実を図り、フリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会適用の取り組みを推進します。

⑤ 子どもの貧困対策に取り組む

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、保育所・幼稚園、学校、児童館、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもへの支援をはじめとした総合的な取り組みを進めます。

⑥ 児童ポルノ対策を進める

児童ポルノを根絶し、児童ポルノによる被害を無くすため、2014年（平成26年）に改定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、府や関係機関と連携し、児童ポルノ根絶に向けた取り組みを進めます。

⑦ 啓発等を推進する

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の対象であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

4. 高齢者

目 標 高齢期に自分らしくいきいきと暮らすことができる

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢福祉の充実やハード面での暮らしやすいまちづくりが不可欠です。

本町においては、老人福祉法と介護保険法にもとづく高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、「誰もが自分らしく高齢期をたのしめるまち」「介護が必要になったときの安心があるまち」の実現に向け、住まい・医療・介護・予防・生活支援が連携し、地域包括ケアシステムの充実に向けた一層の取り組みを進めているところです。

本町においても、いわゆる「団塊の世代」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、本町人口に占める65歳以上の割合は、2016年（平成28年）3月末現在で21.7%と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

高齢者の人権問題には、身体的虐待、養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、金銭的虐待などがあり、特に最近では、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待が増加しています。

さらに、家族の介護を抱えている人が仕事を離職する介護離職などが問題となっており、仕事と介護を両立する支援制度の充実も必要となっています。

一方で、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が少なく、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しています。

このような中で、高齢期にその人の基本的人権が損なわれることなく、自分らしく暮らせる社会をつくっていくことが求められます。

【方針】

① 計画に基づく施策を推進する

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「精華町第7次高齢者保健福祉計画」（2015年（平成27年））に基づき、住まい・医療・介護・予防及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

② 高齢者の権利を擁護する

高齢者虐待の防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り高齢者を保護するための取り組みを推進します。また、職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、資質向上を図ります。

③ 高齢者の社会参画を支援する

誰もがこれまでに培った経験や知識等を活かして社会で活躍できるよう、働く場や趣味・社会貢献活動など様々な場や機会の整備を進めます。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会を提供します。

④ 介護者を支援する

介護者が安心して介護をすることができるよう、介護休業制度に関する普及啓発、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。

⑤ 施設や交通機関等のバリアフリー化を進める

「精華町やさしいまちづくり整備指針」「京都府福祉のまちづくり条例」を踏まえた、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい施設等の整備を進めます。

5. 障害のある人

目 標	障害があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる
------------	-------------------------------

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受け、障害のある人の自立や社会参加が妨げられる事象も依然として発生しています。

国では、2006年（平成18年）に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2014年に（平成26年）に同条約を批准しました。そして2016年（平成28年）から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行しました。

障害のある人の人権が尊重され暮らすため、障害福祉の充実が重要です。本町においては、平成24年（2012年）に「第2次障害者基本計画」「第3期障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知らせていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も発生していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

本町においては、障害者基本法、障害者総合福祉法にもとづき障害者基本計画、障害福祉計画を策定し、「完全参加と平等」、「エンパワメント」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策を推進しています。

【方針】

① 共生社会の実現に向けた取り組みを推進する

2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」では、社会的障壁の除去、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方が法令に位置付けられました。これらの考え方の普及も含め、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

「精華町障害者基本計画」に基づいて、障害のある人がライフステージにおいて、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取り組みを推進します。

② 障害のある人の権利を擁護する

障害者虐待の未然防止、早期発見のために、住民や施設に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図ります。

判断能力が不十分な障害のある人の権利擁護の取り組みとして、成年後見人の利用促進等への取り組みを行うとともに、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護事業を周知します。

③ 障害のある人の社会参画を支援する

障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場作りや、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を促進します。

働く意欲のある障害のある人の雇用就労を促進するため、就労移行支援事業所とハローワーク・商工会・企業との連携の強化を図るなど、障害特性に応じた支援や就業力強化の取り組みを推進します。

④ 介護者を支援する

介護者が安心して介護をすることができるよう、介護休業制度に関する普及啓発、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。

⑤ 施設や交通機関等のバリアフリー化を進める

障害や障害のある人に対する理解を深め、「完全参加と平等」を実現するため、「精華町やさしいまちづくり整備指針」「京都府福祉のまちづくり条例」を踏まえた、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい施設等の整備を進めます。

6. 外国人

目 標 民族や国籍等に関わらず、人権が尊重され、
地域で暮らすことができる

【現状と課題】

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。一方、従来から生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。さらに、最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることを踏まえ、これらの環境に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となってきました。

最近では、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるヘイトスピーチの問題が生じ、2016年（平成28年）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定されました。

今後ますます国際化が進展する中で、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要です。

【方針】

① 多文化共生社会の実現に向けて地域での取り組みを重視する

多文化共生社会のためには、一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国籍住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、多国籍住民を支援する活動団体、関係機関、京都府や国等と連携し、普及啓発に取り組みます。

相互国際理解や多文化共生事業、国際化に対応した円滑な支援ができるよう努めます。

② 外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する

外国籍住民が住民の一員として地域づくりや行政の各種審議会等に参画し、多様な感性や能力を発揮できるよう、京都府をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

③ 外国籍住民の生活及び就・修学を支援する

住民団体関係機関、関係機関、京都府等と協働し、引き続き、外国籍住民等への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行います。さらに、外国籍住民等に関する災害時支援体制の構築などに取り組みます。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、住民の国際理解の促進、外国籍住民等と共に暮らす地域づくりのための取り組みを推進します。

学校においては、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適應できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな修得を図るための日本語指導に努めます。また、外国につながりをもつ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめこまやかな配慮に努めます。

7. 患者等

目 標	病気に関わらず、人権が尊重され、自分らしく暮らすことができる
------------	--------------------------------

(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

【現状と課題】

世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府では、12月を「京都府エイズ予防月間」として普及啓発に取り組んでおり、エイズ治療拠点病院棟連絡会議を設置するなど、関係機関や団体と連携し、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを行っています。

しかし、新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、特に広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大しています。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

さらに、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

本町においても、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

【方針】

① 若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する普及啓発を推進します。

また、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための普及啓発を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取り組みを推進します。

(2) ハンセン病

【現状と課題】

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を2001年（平成13年）に成立させました。

一方で、1996年（平成8年）隔離を主体とした「らい予防法」は廃止された後も、2003年（平成15年）にハンセン病元患者の宿泊距離問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

【方針】

① ハンセン病に関する普及啓発に取り組む

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動に取り組みます。

また、ハンセン病元患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを京都府や関係機関等と連携しながら推進します。

(3) 難病患者

【現状と課題】

難病は、疾患数が多く、状態像は個人個人によりさまざまです。一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。そのため、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法（2013年(平成25年)4月施行）の障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年(平成27年)1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【方針】

① 難病に関する普及啓発に取り組む

難病に関する知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを京都府や関係機関等と連携しながら推進します。

8. さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。人権問題は計画に記載された範囲にとどまるものではありません。常に人権問題の状況に留意し、取り組みを推進します。

(1) 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族は（以下「犯罪被害者等」）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故にあったことによる心身の不調、司法手続きの過程での精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府は2004年（平成16年）に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年（平成20年）に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を立ち上げました。

また、2014年（平成26年）4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町村での支援制度は確立されました。

精華町においても「精華町犯罪被害者等支援条例」を2013年（平成25年）に制定し、取り組みを進めているところであり、今後は、さらなる支援制度の充実や町民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も大きく、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【方針】

① 犯罪被害者等への支援活動を充実する

支援活動を適切に進めるとともに、一時避難場所の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

② 初期から中長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制を確立する

犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、警察等関係機関が連携・協力し、途切れのない被害者支援活動を展開します。

また、京都府の「京都府犯罪被害者サポートチーム」と連携し、犯罪被害者等に寄り添った中長期にわたる支援体制の充実強化を図ります。

③ 支援団体への支援及び連携した取り組みを強化する

「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」等支援団体との連携を強化し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

④ 犯罪被害への理解や支援のための広報啓発を行う

京都府や関係機関と連携し、犯罪被害者等の支援組織の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、町民への理解の促進を図ります。

（２）性的少数者・性的指向

【現状と課題】

性の多様性に関して、LGBTに対する認知や制度的対応が世界的に進んでいますが、性的指向を理由とする偏見や差別などまだ多くの課題が残されています。

また、性同一性障害については、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とは言えず、性に関わる内容が公のものとされにくい状況があります。リプロダクト・ヘルス／ライツや性の多様性の視点等をきっかけとして、性についての正しい知識と理解を持ち、これを尊重する社会づくりが求められます。

社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する町民の理解を深め、性同一性障害や性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

【方針】

① 性の多様性の尊重についての意識を高める

学校、職場、地域社会において、性的少数者や性的指向への知識普及と意識啓発に取り組み、性の多様性についての理解を深めます。

② 相談のできる場や職場などの環境をつくる

同性愛者、両性愛者、性同一障害者などは少数派のために、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別を受けることがあるため、安心して暮らしていけるよう相談しやすい環境づくりや人権擁護に努めます。

(3) 刑を終えて出所した人

【現状と課題】

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてもハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立支援就労サポート支援を行っています。

精華町においても、保護司を中心に刑を終えて出所した人々に対する社会復帰の支援を行っています。

2015年（平成27年）には、地域における更生保護活動の拠点となる、相楽地区更生保護サポートセンターが開所されました。

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発に取り組みます。

【方針】

① 刑を終えて出所した人に対する理解を深める

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発に取り組みます。

(4) ホームレス

【現状と課題】

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を居住の場所として日常生活を送っていますが、住まい、食事、健康面での課題を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

国は、2002年（平成14年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）」を10年の時限立法として施行し、平成24年にはその期限を5年間延長しました。この法律に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定するなど、ホームレスの自立支援に向けた取り組みを進めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が2015年（平成27年）4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、保健所と連携を図りながら、自立支援を推進します。

【方針】

① ホームレスに対する理解を深める

ホームレスについての普及啓発を進めるとともに、地域社会で自立した生活が可能となるよう支援に取り組みます。

（５）アイヌの人々・婚外子・識字問題

・北朝鮮当局による拉致問題等

《アイヌの人々》

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する普及啓発に取り組みます。

《婚外子》

婚外子（非嫡出子）については、相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行

規則」が改正されたところですが、差別を受けることがないよう啓発に取り組みます。

《識字問題》

京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があり、近年では新たに渡日した外国籍府民の識字の問題も指摘されています。

識字問題を基本的人権にかかわる問題であるという認識のもと、国や京都府の動向を踏まえ、この問題の解決に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。

《北朝鮮当局による拉致問題等》

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

今後も、住民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、国や京都府とも連携し、広く住民に対する啓発活動を推進します。

9. 社会情勢の変化等により顕在化している 人権に関わる課題

(1) インターネット社会における人権問題

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々まで普及し、スマートフォンの普及やSNSなど、様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

インターネットの利便性が高まるとともに利用者が増加し続ける一方で、インターネットを通じた差別表現、誹謗中傷、個人情報の流出、プライバシーの侵害、児童ポルノ、リベンジポルノ、ネットいじめなどの人権侵害や犯罪が数多く発生しています。

インターネット上での人権侵害の特徴として、誰もが書き込みができる加害の容易性や匿名性、一度ネット上に掲載されると世界中から閲覧できるなどの被害の拡散性や情報を削除することの難しさによる被害回復の困難性などがあり、特徴を踏まえた対応が求められているところです。

2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、京都府、警察等と連携し、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。

また、インターネットやSNSの小学生や中学生等の青少年の利用が年々増加しており、学校教育等と連携した青少年のインターネットの利用環境の向上に向けた取り組みも進められています。

【方針】

- ① インターネットの教育・啓発を推進する
-

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広めます。

インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図り、利用者一人ひとりが、自分自身が加害者にもなりうることを認識し、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に取り組みます。

学校教育や生涯学習等を通じて、誰もが、様々な情報メディアを有効に活用し、リスクに備えて、手にした情報を適切に読み解く能力（メディア・リテラシー）を養います。

（２）個人情報の保護

【現状と課題】

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることとなります。

本町においては、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2004年（平成16年）に「精華町個人情報保護条例」を制定し、本町における個人情報の取扱いの適正化に努めてきたところです。

2015年（平成27年）から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入された、より一層、厳格な個人情報の取扱いが求められます。

【方針】

① 個人情報の適正な取扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む

「精華町個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施を踏まえ、より一層の個人情報の保護に取り組むとともに、住民、企業等に社会保障・税番号制度の管理等について普及啓発に取り組みます。

② 身元調査を防止する

身元調査は、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり不利益を生じさせることから、住民や事業者が自ら身元調査を行うことや、依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて、住民や関係者へ啓発を推進します。

2011年（平成23年）から2012年（平成24年）にかけて、身元調査なども目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「事前登録型本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度さらに有効なものにしていくため、普及に向けて今後とも引き続き広く啓発します。

(3) 安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要です。しかし、職場でのセクシュアル・ハラスメント、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメント、妊娠出産、育児等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題になっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

国は2007年（平成19年）関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、さらに、2010年（平成22年）新たな合意を結び、より一層の取り組みを進めています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、経済団体、労働団体、行政、学識経験者、地域団体、NPO等からなる「ワーク・ライフ・バランス推進戦略本部」を設置し、関係機関との連携のもとで、「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」を策定し、オール京都で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進しています。

【方針】

① ワーク・ライフ・バランスを推進する

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業・職場において、育児・介護に対する理解、法に基づく休業制度の普及促進や活用奨励に取り組み、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

② ハラスメントを防止する

パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むとともに、被害者が相談しやすい体制づくりが求められます。

職場等でのハラスメント防止に向け、企業等への普及啓発資料の貸出や庁内機関誌等での普及啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。

（４）自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

京都府では「京都府自殺対策に関する条例」を2015年（平成27年）3月に制定し、自殺対策を推進しています。

精華町においても、職員を対象としたゲートキーパー研修を実施するなど自殺防止に関する人材の養成を進めているところです。

【方針】

① 総合的な自殺対策に取り組む

「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、自殺対策に関する普及啓発や府や専門機関、民間団体等と連携した自殺の防止等に関する人材の確保、養成や相談や支援の提供体制の充実に取り組めます。

第4章

人権教育・啓発の推進

精華町においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「基本理念」に基づき、主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律、制度等について周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1. 様々な場面での人権教育・啓発

(1) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むことが必要です。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取り組み】

① 方針に基づく保育・教育活動を推進する

保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。また、保育所を通じた家庭への普及啓発にも取り組みます。

② 職員に対する研修を充実させる

すべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めることができるよう、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

学校においては「学習指導要領」等に基づき、家庭・地域社会との連携や小・中学校間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面について専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。

そして、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日の状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立高等学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援することが必要です。

【取り組み】

① 就修学の保障と希望進路の実現を支援する

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

② 人権に関する学習内容や指導方法を充実する

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権に対する児童生徒の理解と認識を高めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題系活的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、人権教育にかかわる教職員研修を推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

③ 研究実践効果を活用する

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を町内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動など優れた実践を学校間で共有するための教材の作成などを通じて、教育の一層の充実を図ります。

④ 家庭や地域社会と連携した取り組みを推進する

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の企画の充実に取り組みます。

⑤ 教育環境の整備に取り組む

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みを徹底します。

社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための強化等の作成に努めます。私立学校等においても、人権教育が積極的に推進させるよう要請するとともに、人権教育関係資料の提供などを通して支援します。

(3) 地域社会

地域社会は、人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には、同和問題などさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に着けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。

【取り組み】

① ライフステージに応じた人権に関する学習機会を提供する

生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材を整備し、社会教育施設及び人権センター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会を提供します。

地域の実情や学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような学習教材の整備など、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

② 地域における人権教育を担う指導者を養成する

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、町内の各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めます。

③ 青少年の健全育成を支援する

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てるうえで重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭も問題は多様化・複雑化しています。また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境を踏まえた取り組みを推進する必要があります。

特に少子化や都市化・核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護、過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、そのことが子どもの社会性を育てたり、自立を促したりするうえで大きな妨げになっています。

また、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害にあたる事案が発生しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取り組み等により家庭教育を支援する必要があります。

また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

【取り組み】

① 家庭教育に関する学習機会を充実する

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を充実します。

② 家庭教育の支援を充実する

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、学校や民生児童委員、家庭児童相談員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワーク体制を充実します。

③ 家庭における児童虐待等の人権侵害を防止する

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実、学校などの他機関や地域との連携をより一層強めます。

(5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ（創作物の中身）等を通じ、住民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

企業・職場等が実施する研修会等については、さまざまな人権問題をテーマとして手法を工夫しながら取り組みが推進され、今後も一層の取り組みを続けていくことが重要です。

企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や、企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、日本をはじめ事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

精華町では、企業・職場に対する取り組みとして、人権意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深め、日常生活において常に人権に配慮し、その解決に向けた取り組みが推進されることを目的として、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸出し、講演会の周知などを行っています。

また、京都府南部 15 市町村区域内で、行政、企業、各種団体が構成する山城人権ネットワーク推進協議会において、企業間の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

【取り組み】

① 人権が尊重される企業づくりを促進する

人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場等が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を行います。

② 採用時や職場内での人権侵害を防止する

採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援を行います。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する 研修の推進

「精華町第2人権教育・啓発推進計画」の取り組みを推進していくためには、すべての人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

人権に特に関係する職業従事者として、役場職員・一部事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進します。

(1) 役場職員・一部事務組合職員等

【取り組み】

① 職員に対する人権研修を充実する

職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自ら豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みや教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教務経験の多寡にかかわらず高い人権意識を持った教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

【取り組み】

① 教職員の人権意識の高揚を図る

同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上するための校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資料等の作成・配布や積極的な活用を推進します。

また、いじめの未然防止や早期発見・早期解消や体罰の根絶のために、個々職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図り、教職員自身が人権問題を正しく理解し、高い人権意識のもとで行動できるよう、人権意識の高揚に向けた研修に取り組みます。

② 教職員の人権教育の指導力を向上する

教職員自ら豊かな人権感覚と高い人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。

あわせて、子どもの人権に関する問題に対応できるよう教育相談に関する研修の充実を図ります。

教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成します。

③ 社会教育関係者の人権教育の指導力を向上する

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修を実施します。

（３）保健福祉関係者

① 人権意識高揚に向けた研修を充実する

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会が多い民生児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応ができるよう、研修を実施します。

(4) マスメディア関係者

① 住民に向けた人権尊重の働きかけを努める

マスメディアは住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持つことから、マスメディア関係者に対し、その活動を通じた人権尊重の働きかけを行うよう努めます。

② 人権に配慮した報道等を促進する

誤った報道等がされた場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなるため、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

(5) 消防職員

① 継続的な人権研修を促進する

消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

消防職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行うよう、人権に関する講義の充実を図るとともに、継続的に人権研修が実施されるよう要請に努めます。

3. 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

4. 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。

今後とも、これまで取り入れてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場などあらゆる場面で人権を学ぶところができる人権教育・啓発資料等の整備を推進します。

学習教材・啓発資料等の作成に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題をして考えることを促し、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らします。

5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、対象者の理解に応じて、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域社会等のすべての領域において、学校教育から社会教育が相互の連携を図りながら推進してきます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなど様々なメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1～7日）、京都府人権強調月間（8月）、人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、町民が身近な問題として、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6. 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で研究を行っている公益財団法人世界人権問題研究センターや大学等の調査・研修成果を活用し、質の高い最新の知識の普及に取り組みます。

7. 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、町民が人権問題に直面した時に、関係機関との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を理解し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

精華町では、なやみごと（人権・行政）相談、法律相談など、さまざまな相談窓口を設け、町民からの相談に対応しています。人権に関する相談についても、各市町村の区域を越える問題などの発生時において、町民が適切な支援を受けられる体制を整えるという観点から、人権に関わる様々な相談機関等のネットワークをさらに強化していきます。

また、法務局等の国の機関、京都府、人権擁護委員など相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上を目的とした相談員研修会の参加により、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。人権教育・啓発を効果的に推進するためには、町民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、町民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

第5章

計画の推進

1. 推進体制

① 精華町人権教育・啓発推進計画推進本部

精華町人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係各部課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

② 住民活動団体・企業等との連携

各種団体で構成する精華町人権啓発推進委員会などを通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開します。

また、関係団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

③ 京都府や山城地区市町村等の関係機関との連携

京都府や山城地区市町村と連携を図り、人権強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

2. 進捗管理

① 計画の見直し

この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や府の取り組み状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。